



令和5年4月21日

子育て支援課

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯を支援するための給付金を、下記のとおり支給します。

記

1 対象者 【低所得のひとり親世帯】

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当を受給しているかた
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していないかた
- ③ 令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準の収入となったかた

【その他の低所得の子育て世帯】

- ④ 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」を受給したかた
- ⑤ 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童を養育しているかたで、家計が急変し、住民税均等割が非課税のかたと同じ水準の収入となったかた

2 支給金額 児童1人あたり5万円

- 3 支給時期
- ①のかたには、申請不要で、令和5年5月8日（月）に支給予定。
  - ④のかたには、申請不要で、令和5年5月中旬に支給予定。
  - ②③⑤のかたは、申請が必要で、審査後速やかに支給。（申請受付の詳細は後日ホームページに掲載します）